

## 第 613 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 16 年 1 月 16 日（金） 16 : 00～17 : 15  
2 場 所 東京都庁特別会議室 27 （都庁第二本庁舎 31 階）  
3 議 題

(1) 答申事項

- 諮問第 293 号の答申「平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について」（案）

- (2) 部会報告  
(3) その他

4 配布資料

- 1) 諮問第 293 号の答申「平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について」（案）  
2) 部会の開催状況  
3) 指定統計調査の承認等の状況（平成 15 年 12 月分）  
4) 平成 15 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 11 号）  
5) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、清水委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省鈴木統計調査部長、同高見消費統計課長、厚生労働省坂田統計情報部長、  
農林水産省河崎統計企画課長、同黒木センサス統計室長、経済産業省石田統計企画室  
長、国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 総務省統計局長のあいさつ

- 大林統計局長から就任のあいさつがあった。

(2) 答申事項

- 諮問第 293 号の答申「平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について」（案）

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が資料 1 の答申（案）の朗読を行った。

続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申（案）の説明を行った。

廣松部会長）この平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画は、昨年 11 月 14 日の第 611 回  
統計審議会において諮問され、国民生活・社会統計部会にその審議が付託された。

本件に関しては、調査事項の変更、それから標本設計の変更等について、部会長と  
して私が作成した論点メモに沿って審議を行った。

それでは、部会審議の結果及び答申案について御説明申し上げる。

まず、部会の審議は 11 月 28 日、12 月 5 日及び 12 月 19 日の 3 回にわたり行った。  
最後（12 月 19 日）の第 104 回の部会の結果概要に関しては、お手元の資料 2 の「部会  
の開催状況」の 1 枚目にあるように、前回、すなわち第 103 回の部会において指摘され  
た事項に対する対応を総務省統計局統計調査部から説明していただいた後、答申案につ  
いて審議を行った。

特に、第103回の指摘に対する対応に関しては、後ほど答申案の中で具体的に御説明したい。

それでは、答申案について、ポイントを絞って説明させていただく。

まず、前書きの部分は、諮問文の記述を踏襲しており、そのまま採用させていただいた。答申案の本体は、「1 今回の調査計画」、「2 今後の課題」という2部構成になっている。

「今回の調査計画」に関しては、「(1) 調査事項の変更」、「(2) 調査票様式の新設・変更等」、「(3) 標本設計の変更」の順に記述をしている。

まず最初の「(1) 調査事項の変更」についてであるが、今回の調査では家計簿A（9月、10月用）から家計簿C（個人収支簿）まで、7種類の調査票が用いられる予定であるが、「ア 家計簿B（11月用）」については、情報化の進展等を踏まえ、通信販売の内訳としてインターネットを追加する計画としている。これについては、IT関連機器の普及に伴い、インターネットを介した商品の売買が活発になっていることから適当とされた。ただし、例えば商品情報をインターネットで得て、その上で店頭で購入した場合に、どこに記述するのかということを確認にすべきであるという意見があり、報告者が正しく回答できるよう、記入の手引等で分かりやすく説明する必要があるとした。

それから、「イ 年収・貯蓄等調査票」については、前回の調査では「金投資口座・金貯蓄口座」を調査項目として立てていたが、今回の調査ではそれを廃止することを計画している。これに関しては、前回の調査結果を調べたところ、この項目に関する回答がほとんどなく、その他に含めて把握しても結果に大きな影響を与えないという資料が提出されたので、適当と判断をした。

「ウ 世帯票」については、調査実施部局が最初示した案では、4件の修正が計画されている。まず、1)として、これまで単独で把握していた「勤務状態」（普通、パートの別）を「就業・非就業の別」の「就業」と統合して、内訳を「うちパート・アルバイト」とするという計画である。それから、2)として、在学者の学校の種別において別々に把握していた「保育所」と「幼稚園」を、「幼稚園・保育所」という形に統合するという修正。3)として、これは新設された調査項目であるが、要介護者のいる世帯における家計の実態を明らかにするために、要介護認定者の有無を把握する。それから、4)として、集計結果への需要を勘案して、「耕地面積」及び「入居時期（持ち家以外）」を廃止するというのが当初の計画であった。

このうち、1)及び2)については、今回の産業分類の改定により、スペースの確保が難しいこと、さらに時系列な比較に影響を及ぼさないものを可能な限り統合していくということを意図して計画されたものであるが、1)については、これまで就業時間で把握することを意図していた「パート」に、職場の呼称である「アルバイト」をつけ加えると、かえって報告者の混乱を招きかねないという意見が出されたため、「就業」の内訳から「アルバイト」を除き、「うちパート」のみとすることが適当とされた。

これは、継続性という観点から「パートとアルバイト」という形ではなくて、「うちパート」のみとすることが適当であるということである。この点に関しては、第104回の部会の結果概要にも書かれているとおり、「就業」の内訳を「普通及びパート」

とすることで第103回の部会で一度は了承されたが、変更案の「普通」という整理は適当でないという意見が出され、再度審議をした結果、「就業」の内訳から調査実施部局の当初案である「アルバイト」を除き、「うちパート」のみとすることが適当とされたものである。

2)については、本調査事項が少子化対策における貴重なデータとなり得ると考えられることから、引き続き区分して把握することが適当とされた。ただし、御存知のとおり、現在、保育所と幼稚園を同時に併設するような試みが新たに行われようとしており、その辺に関してどのように対応するかについては、今後の課題になろうかと思う。

「大学」については、大学院や短期大学等も含まれることから、報告者が的確に回答できるように、「大学等」とすることが適当とされ、「大学等」の範囲に関しては、記入の手引等で明確にすることとした。

3)については、高齢化の進展を踏まえ、家族の中で要介護と認定されている者の有無を把握することについては適当とされたが、別居している親の介護費用を負担している場合に、その親は家族に該当するかなど、家族の定義が通常の意味とはちょっと違っており、分かりづらいという意見が出された。また、当初の計画のように、要介護認定を受けていない世帯にとって選択肢に「自立を含む」という記述があることはかえって混乱を招くという意見が出されたことから、報告者が的確に回答できるよう設問を工夫して、「要介護と認定されている人はいますか」というふうに簡単な形にするとともに、家族の定義、要介護の範囲について記入の手引等で詳細に説明をするということにした。

4)の「耕地面積」の廃止については、集計結果の需要を勘案して、また報告者負担の軽減等の観点から適当とされたが、「入居時期（持ち家以外）」の廃止については、特に国土交通省が5年ごとの住宅建設計画を策定するときに、住宅費負担率の検討等にこのデータが活用されていることから、引き続き調査することが適当であると判断し、前回と同じ形の調査項目を残すことにした。

次に、「(2) 調査票様式の新設・変更等」についてであるが、調査票様式については、新たに乙調査で使用する調査票を家計簿Cという形で新設することを計画している。乙調査というのは、いわゆる小遣い調査と呼ばれるものであり、家計調査終了世帯に関して調査しているものである。大体、標本数は670世帯程度である。これについては、従来、甲調査の家計簿Aをそのまま使用していたわけであるが、この家計簿Aの中には乙調査で使用しない欄が大変多く、報告者の負担を考慮した場合に、かえって紛らわしくなる、あるいは混乱させるという苦情がかなり前から出ていたので、新たに家計簿Cを新設することが適当とされた。

また、家計簿A及びBにおいては、「口座自動振替による支払」における「公共料金等の支払」、「クレジットカード、月賦、掛買いの支払」の統合及び支払内訳欄の記載項目の追加・変更を行っている。さらに、前回調査で別々に把握していた「収入及び収入からの控除」、「現金支出」の統合等が計画として提案された。これらについては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から適当とされたが、生命保険・損害保険等の保険料についても多数の世帯が「口座自動振替による支払」をして

いるという現状があるので、それを支払内訳欄の記載項目の中の、いわゆる固定項目として追加することが適当とされた。

続いて「(3) 標本設計の変更」についてであるが、標本設計については、2人以上の世帯については標本数を約400世帯縮減し、単身世帯については30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯の標本数を約300世帯縮減する一方、それ以外の単身世帯の標本数を約300世帯増加させるという計画である。

この単身世帯の約300世帯の増減については、30人以上の寮・寄宿舎に居住する世帯が、平成7年国勢調査において約60万世帯あったものが平成12年には約40万世帯と、3分の2程度に減少していること等を踏まえた修正であり、また全体として、原則、前回調査と同規模の標本数を確保することを目標に標本設計を行った結果であることから、適当であると判断した。

「2 今後の課題」については、3回目の部会において、単身世帯の調査状況について調査実施部局から御説明いただき、それを基に議論をしたわけであるが、特に昼間不在世帯の増加や、オートロックマンションの普及等もあり、若年の単身世帯を中心に面接すること自体が困難になってきていること、さらに標本理論に基づいた抽出が適切に行われているかどうかについても、結果として懸念があるという意見が出されたので、これらのことを踏まえて、今後の課題を記述した。

具体的には、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等、実査の現状を御報告いただいた上で、必要に応じ試験調査を実施することも含め、調査方法の見直しについて検討する必要があるとしている。さらに、昨年6月に公表された「統計行政の新たな展開方向」にも記述がなされているが、本調査の実施予定年度である平成21年度は、平成16年度と同様大規模周期統計調査がふくそうすることになる。したがって、大規模周期統計調査について簡素・合理化を図ることとし、その具体化に向けて調査規模、調査方法等を検討するとともに、調査時期の調整の検討を行う必要があるとしている。

以上の状況を踏まえ、全国消費実態調査の今後の在り方について、単身世帯を始めとした調査方法の見直しなどの具体的な検討を行う場を早急に立ち上げる必要があることから、調査実施部局において、平成16年の実査が行われる前の平成16年7月までに検討を行う場を設ける必要があるという結論を導いている。

一応そういうことで部会の合意を得たが、会長の方から、見直しに向けて平成16年調査の分析・評価も十分行う必要があるという御指摘を頂いたので、それを加えるような形で最終的に答申文を作成した。

#### 〔質 疑〕

廣松部会長) 先ほどの説明の補足であるが、部会の審議の過程で提出していただいた資料によれば、全国消費実態調査の結果データは大変多岐にわたって使われており、白書における利用、都道府県や市町村など行政機関における利用、さらには民間団体での利用等、リストにすると6枚程度にもなる。さらに、アクセス件数からいっても、総務省の統計局のこの全国消費実態調査の関連ページに関しては、平成13年から15年まで93万件程度のアクセスがあったようである。その意味で大変注目をされているというか、重要な調査であるので、先ほど申し上げたとおり、今後のこの調査の在り方について、

十分御検討いただきたいと考えている。

竹内会長) ちょっと質問したいが、部会の結果概要のところの「今後の課題」の中で、『単身世帯』については、調査対象世帯の面接の困難性が高いのは若年の単身世帯中心であるため、『若年単身世帯』にすることは適切とされた」といった内容があるが、それは答申の中ではどこで触れているのか。

廣松部会長) 答申文の3枚目の「2 今後の課題」の第2パラグラフのところに、「これに加えて、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等により若年単身世帯を中心として調査対象世帯への面接が困難となつてきており、……」と記述されている。

竹内会長) 『若年単身世帯』を中心として」を入れたということか。面接困難なものがそういうところで増えているという意味か。

廣松部会長) そのとおり。

竹内会長) それはいいとして、その場合に、今後、若年単身世帯と老年単身世帯というようなものは、何らかの意味で分けて調査しようというようなイメージがあるのか。

高見課長) 今の段階で具体的に21年調査をどうしようかというところまで出ているわけではないが、毎月実施をしている家計調査などにおいても、単身世帯は年齢によって層化をした上で調査をしているので、同様の区分がこの調査においても必要かもしれないというふうには考える。具体的に標本設計をどうするかということについては、今後検討したい。

竹内会長) 将来においては、標本設計の段階でその区別をして考えることもあり得るのか。

高見課長) そういうこともあり得る。

竹内会長) これも今度の答申のことではなく将来の話ではあるが、単身でない世帯でも、老年世帯の中にはいわゆる老人ホームみたいな施設に入居しているケースなど、いろいろな場合がある。そういうことも含めて高齢者世帯の把握の仕方をいろいろ検討する必要があるのではないかと思うが、そういう点について何か考えはあるか。

高見課長) 実は、大規模な社会施設がある調査区については、今までのところ全国消費実態調査の対象から外しており、老人ホーム等は調査対象に当たらない仕組みになっている。

竹内会長) それを外してしまっているのか。

高見課長) 今後、そういった世帯も増えるというようなことから検討はしているが、一般世帯と同様に家計収支あるいは貯蓄資産を同じように調査できる対象となり得るかというような点については検討してみないといけないと思う。

竹内会長) 恐らく同じように調査はできないと思うが、結構最近が高所得の人が入る老人マンションが増えているので、その階層の収支とか消費といったものをそれなりに調べる必要があるのではないか。

高見課長) おっしゃるとおり。

外谷企画官(総務省消費統計課) 今お話しのレストラン形式のものであれば、単身世帯と同じように調査対象に含まれる形になるはずである。

竹内会長) そのようなマンションには、老人ホームとしてケアもしているというようなものがあるようだ。今でもそういうのは調査対象として一応入るのか。

高見課長) 一般世帯としてとらえられるようなマンションであれば入る。だから、そのマンションが老人に対するケアをしているマンションかどうかについて、別の集計とか、そ

ういったところまではできない。

須田委員) 先ほどの廣松部会長の結果データがいろいろ利用されているという話と、今の会長の話にも絡むが、例えば今の日本の景気を考えるときでも、所得に対する消費がかなり予想よりも強い。これが落ちるだろうかといろいろ考えているときに、どの程度構造変化が起こっているのか、あるいは所得分配はどういうふうになっているかということを知りたい。

5年に一度のこの統計で把握するということかもしれないが、毎月の家計調査等を見ながらこの統計がどう生かされているのか、あるいは先ほどの介護の問題についても1問だけ入るが、そもそもこれが入ることの意味は何なのか。もっと全体の介護の問題を考えると、一体全体、どのような統計をどこの部分でどうとらえるのかという全体像が全然見えてこない。

消費に関しても、もう少し構造と時系列の動きと全体をとらえていく上には、どこでどういうことについてそれぞれ分担するかという、もっとオーバービューのところをもう少しはっきりさせていただくと、利用する上でも非常に役に立つ統計となる。この調査もそうであるし、家計調査も含めて全体的に役に立つ統計になるのではないかと思う。そういう意味でも、もっと統計の在り方を考えていただきたいと思う。

竹内会長) その点も、今後の検討課題だと思う。いわば家計調査は動態統計であるとすれば、構造統計と動態統計の構造的な関係をどうするかということは、よく考えていただいた方がいい。やはり5年に一度だけでは時間的変化を追いかけるには間に合わない。しかし、家計調査とこれとがバラバラになってしまい、家計調査で動的なものが把握できなくなり、その情報が全然ないということでは非常に困ると思うので、その点では今後もいろいろ御検討いただくことはたくさんあると思う。

飯島委員) よくまとまってきたと思うが、答申の1ページ目の通信販売の記載のところについて、家計簿Bの調査票を見ると、通信販売欄は「インターネット」と「その他」に区分されている。したがって、この場合には、テレビを通しての購入であるとか、あるいはカタログ販売や訪問販売といったような、いわゆる無店舗販売全体が「その他」欄に全部入ってくると理解してよろしいか。

廣松部会長) 調査票上は、通信販売を「インターネット」と「その他」に分けている。今、飯島委員の言われた訪問販売などは「その他」に入る。カタログとかテレビなどの通信販売は、通信販売の中の「その他」に入る。

竹内会長) そのようなことは、手引の中にしっかり書いてあるのか。

田中補佐(総務省消費統計課) 今後、手引の方で詳しく説明を入れていきたいと思っている。

廣松部会長) これも補足で申し上げておくが、前回、第612回の統計審議会のときにマイレージやポイントのことが話題になった。これらについても部会の席で資料を配っていただき、現在の整理の仕方に関して補足して御紹介いただいた。

内容を説明させていただくと、まず、ポイントやマイレージに関しては、大きく、入手できるものに限定がなく、あたかも現金とみなされるような場合、それとは別に特定の商品等と交換するもの、例えばマイレージで航空券を買うような場合の二つに分けている。第一番目の場合について、一つの例を挙げれば、家電の量販店でポイントがたまって、例えば10万5000円のDVDレコーダーについて一部ポイントを使用し

て買った場合は、現金の支出分とポイント使用分それぞれの金額が明確になるように記入する。したがって、DVDレコーダーで「(現金支出分 10 万円)」、同じく「(ポイント使用分 5 千円)」という形で書いていただく形になる。

竹内会長) そのポイント分は収入に入れるのか。

廣松部会長) 集計の段階で収入として立てるということになる。

竹内会長) 記入者に書いていただくものではないが、集計するときに収入として立てるということか。

廣松部会長) そのとおり。

2 番目の特定の商品等と交換する場合、具体的には例えば 2 万 1000 円の航空券をマイレージで買った場合、買ったというか入手した場合は、入手した航空券はもらい物として扱うという形である。

それから、そのマイレージでも、例えば 1 万 5000 円の商品券をマイレージで入手して、これをホテルの宿泊に使用した場合、つまりマイレージの特定の対象商品から商品券のような用途が限定されないものと交換するような場合には、入手した商品券は現金と同様に扱い、収入として記入していただく。また、それを支出に使用した時点で、支出としてその品名用途を書いていただくという整理にしている。

最後に、例えば 1 万円のバッグをクレジットで購入したが、クレジットのポイントの特典として引き落とし時に 500 円が値引きというか減額された場合には、家計簿上は 1 万円と記入し、引き落とし時に「口座自動振替による支払」欄に 9,500 円と記入するという形になっている。本来ならば、ここで 500 円の収入があったことになるが、一応それは貯金したという形で記入するような記入要領になっている。實際上、世帯の方でも確実な対応は非常に難しいのではないかと思われるためであり、この点に関しては、家計調査も同様の扱いをしている。

竹内会長) 貯金というのは、それに対応するお金がないのだから、ちょっと変である。

廣松部会長) 厳密に言うとそのとおりであるが、どこかで合わさないと帳尻が合わなくなる。

竹内会長) そういう面倒な事情がたくさんあるので、統一的にやることはなかなか難しいと思うが、できるだけ矛盾が少なくなるように、また記入者側が余り困らないようにやっていただくよう、記入上の注意をよく書いていただくという以外にはなさそうである。ただ、そういうことは今後も増えていくものであり、今でも相当あるので厄介な話ではある。

特に、特定の品目についてそれが集中する。例えば航空券なんていうのは、相当マイレージが入っている。その場合に航空券の支出額というのを統計上出すときに、ちょっと問題が起こってくる。

全部支出額に入れても、消費額全体においては大したことはないと思うが、その点についていろいろ困難があることは理解できるので、なるべく注意してやっていただくしかないように思う。

他に御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択するというようにしてよろしいか。

(異議なしという声あり)

それでは、異議がないようなので、総務大臣に対してこの答申案で答申することと

したい。

ただいまの答申に関連して、統務省統計局の鈴木統計調査部長からごあいさつを頂く。

鈴木部長) 全国消費実態調査の実施計画について、約2か月間にわたり大変慎重な御審議を賜り、本日答申を頂けることになったことに対し、この場を借りて改めて感謝を申し上げます。

御案内のように、我が国では、現在、個人消費は大変長期的な低迷が続いており、またその一方で個々の世帯を見ると、生活形態の多様化というものが大変進展をしている。こうした複雑な状況の中で、家計における所得、消費、さらに資産という三つの側面から総合的あるいは詳細に把握をする今回の全国消費実態調査の重要性というものは、これまで以上に今後増大をしていくのではないかと思っている。

私どもは、本日頂戴した答申の内容を踏まえ、調査の所期の目的が十分に果たされるように、万全を期して今後も調査の実施事務を進めてまいりたいと考えている。今後とも、御指導のほどをよろしくお願いしたい。

### (3) 部会報告

#### 1) 農林水産統計部会

平成16年1月8日に開催された第89回農林水産統計部会(議題:「2005年農林業センサスの計画について」)の開催結果については、須田部会長から報告が行われた。

#### 2) 国民生活・社会統計部会

平成15年12月19日に開催された第104回国民生活・社会統計部会(議題:「平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

#### [質 疑]

竹内会長) 基本的には、「農業経営体」の「経営体」という概念は一体何であるかということについて少し厳密に詰めないといけないと思う。基本的な考えについて実施部局から伺いたい。

つまり、事業所というのは一種の物理的概念であり、物理的単位が事業所である。それに対して、企業というのは純粹の法的概念あるいは意思決定にかかわる概念であるが、経営体というのは基本的にどちらなのか。

黒木室長) 経営体の議論をする前に、この調査では「農家」を調査しているわけであるが、世界農林業センサスの定義で見ると、「農家」とは「農業事業体」すなわち農業を行う事業体であるとされている。今回考えている「経営体」は、「農家」という世帯を調査しながら、経営を押しえていこうと考えている。ゆくゆくは事業所的な存在になるのではないかと思うが、今の段階では「農家」は家計と経営が分離されていないような部分が大半を占めているということである。

竹内会長) 大体了解できたが、つまり、今まで「農家」という概念があったということか。農家というのは世帯であって、普通の企業や事業所とは全く別の概念だから、事業所センサスでも農業は除かれている。そうすると、当面は、農業を事業としてやっている限りにおいては、農家をそのまま経営体と読み替えができるということか。



黒木室長) そのとおり。販売を目的としている農家を農業経営体としてとらえようと考えている。

竹内会長) 家計と事業との分離というようなことは後ではできるかもしれないが、当面は、そこまでは考えないことが前提ということか。

黒木室長) そのとおり。

竹内会長) そうすると、問題になっている「独立した経営体」、1軒の農家のようにであるが親と子は独立しているかもしれないという場合の「独立」というのは、基本的に何が「独立」という概念になるのか。

黒木室長) 前回の部会で結構御議論いただいたものの、まだ明快な回答をしていないが、我が方としては、会計が分離されていれば別の経営体だとみなしていこうと考えている。その場合、意思決定がどうなるのかという問題があり、その辺りを整理して御説明しようと考えている。

竹内会長) その場合、世帯としても基本的に分離されているということが建前なのか、それとも世帯は一つとみるのか。

西村補佐(農林水産省センサス統計室)) 基本的に世帯としては分離されていない。

竹内会長) その辺で頭がこんがらがってきて、理解しにくくなる。つまり、どういう整理か。

西村補佐) 同一世帯にしながら、経営が分かれているということである。

竹内会長) 一つの経営の中で部門が違うというのは世の中で幾らもある。それとは違うのか。

西村補佐) 会長からお話があった点は、確かに大多数はそうだろうと思う。今までセンサスの中では、いわゆる複合経営農家という形で把握していたものである。恐らく大半は今でもそういうことだろうと思うが、先ほどお話にあったように、親と子が、例えば、別々の部門をそれぞれ責任をもって経営しており、しかもその部門ごとの収支を明確に分けている場合に、それを一つの経営とみるのか、それとも二つの経営とみるのかということで、そのところの基準はもちろんある程度明確にする必要はあるが、一定の条件を満たせば、それを二つの経営として取り出すべきだろうということでは今考えている。

竹内会長) 例えば、企業でも、事業部門が別々にある企業は幾らもあり、その場合に部門ごとの収支計算がきちんとやられている。普通、他の産業の場合、別会社になっていれば別であるが、別会社になっていない場合は二つの経営とはみなさないのではないか。

西村補佐) 一般の企業の場合は、部門ごとの収支をはっきりさせているという意味で、それを一つ一つ経営というのかという御指摘だと思うが、農林業センサスの場合には、親子間とか夫婦間、あるいは女性の参画の問題といったことで、明らかに経営の責任がどちらにあるかというときに、それが分かれているということが何らかの基準で満たすことができれば、それを分けて取り出すべきであろうということでは検討している。

竹内会長) その場合は、フローも別、ストックも別にするわけか。つまり、こちら側の経営のための建物や機械の賃料を別のストックとしてとるのか。

西村補佐) 今の土地とか建物の問題に関連して、特に土地の問題についてであるが、一つの世帯の中で世帯主である親父の名義になっている土地を使って息子が経営しているというときに、土地の所有が父親の所有だからということで、それだけで見れば明らかに経営が一つということにしてしまうと、そういったものは取り出せない。今我々

が考えているのは、フローについてきちんと分けていくということである。ストックについてきちんと分けたものというふうに限定してしまうと、恐らくもう全くといっていいほど出てこないのではないかと考えている。だからそこは仕分けをしようと考えている。

竹内会長) つまり、名義が親父のものでも、もしきちんと分けているのなら、フローの中から親父の土地に対する地代を払わなければいけないというようなことになっているのか。

西村補佐) 恐らく一般的には世帯主義であり、農地法の土地の所有の関係が世帯で持つということになっているので、今言われたような形で明確に、例えば契約して賃料を払うというようなことが発生していれば、それはそういう処理をすることになるが、一般的には無償というか、親子間の貸し借りという形になると思う。

竹内会長) だから、何らかの意味で、そういう塀の中で意思決定がある程度独立に行われる部分があることを調査しようという考えは、それなりに理解できるが、それを別経営と、二つの経営体があると考えるのは、ちょっと無理が多いのではないかという気がする。やはり、実際に別経営体として、例えば統計上も経営面積についても経営体ごとに出すことになるのであろう。

西村補佐) そのとおり。

竹内会長) やはりそういうことにした方がいいという考えか。

西村補佐) 先ほど申し上げたことの繰り返しになるが、親子間や夫婦間でそれぞれの経営があったときに、複合経営という形で取り出さざるを得ないと考えている。

竹内会長) 複合経営のままでいいのではないかというのが私の意見である。

西村補佐) この場合の経営主は1人ということで、例えば、奥さんが責任を持って経営を進めているとか、息子が責任を持って経営を進めているというのは、なかなか複合経営のままでは取り出しにくいという面があり、その辺をきちんと表していくためには、むしろそういう経営を取り出して調査した方がいいのではないかということで考えた。

竹内会長) 逆に言うと、経営体ごとの、例えば土地の利用面積というのは別個に分けて記入しないとつじつまが合わなくなる。所有は全部親父のものであるが、事実上使用している分がこれだけであれば、それは息子の経営体の経営面積というような統計を作ることになるのか。

舟岡委員) 今回、そういう調査票の設計になっている。

竹内会長) それでいいと考えているのか。

舟岡委員) 親から借り受けたものについても、耕作地として記入するような欄になっている。

一般の企業も同じではないかと思うが、例えば個人企業等で、1階で菓子屋を、2階で喫茶店をやっている場合、今の事業所の概念では、それぞれ入口が別で、経営諸帳簿も管理者ごとに別であれば、別の事業所という扱いになっている。

場所的単位としての区画が、明確に二つの経営体で区分できるかの問題である。

竹内会長) 物理的単位、物理的概念として「経営体」を定義しているのかと最初に伺ったのはそういう意味である。

舟岡委員) その点が「事業所」と「経営体」が、どこで類似してどこで違うのかの根幹だと思う。「事業所」というのは、もとより調査単位である。今回の計画では、農家については、限りなく「事業所」の概念に近づいたと思うが、組織経営体ということになる

と、「経営体」の定義いかんによっては、農家における経営体と会社等の組織等における経営体との整合的な関係が成り立たないかもしれない。その点は詰めないといけないと思うが、原案では、明らかに組織経営体について農林業の経済活動を行っているアクティビティー単位を調査したいとの趣旨である。だから、これは必ずしも「事業所」というものとは対応しない概念である。

竹内会長) しかし、法的にも税法上も別扱いになるということがあればいいが、事実上2人で分け合っていてやっているというのを「経営体」ということでうまく定義できるのか少し心配している。

舟岡委員) 私も、個人の農家世帯については、税務面で截然と区分できると思ったが、2人が別々で税務申告した方が有利な場合と、一体で申告した方が有利な場合があり、やはり有利な方で税務申告すると考えられるので、税務面を基準に経営体が一つか二つかという判断も無理と判断される。したがって、これらの点は部会で詰めないといけないと思っている。

竹内会長) だから、なかなか難しいだろうということを行っているだけで、別に反対しているわけではないが、率直に申し上げて「経営体」という概念が一体何だということについて、どうもいろいろ問題がありそうだなということである。

清水委員) たとえば専業農家の場合、世帯という側面とその所得を獲得するための農作物生産主体としての側面をもっている。諮問案で提示された経営体という概念は、生産主体としての農家の生産活動を調査するために新たに設定されたと思われる。すなわち、製造業の事業所に相当あるいは類似する概念として設定されている。しかし、製造業の事業所とは概念的に異なる。例えば、同じ一戸の農家(世帯)を構成する親と子が独立した農作物生産活動を営んでおり、それぞれの生産活動に対応した活動の場所(農地)と活動に伴う経理が区分できるならば、一戸の農家に調査単位として二つの事業所が存在することになる。おそらく、このような営農形態を統計的に把握するために、事業所という概念ではなく一戸の農家を経営体という概念でとらえて、経営体(農家)を調査単位とする計画であると考えられる。

西村補佐) 現段階では、今、清水委員がおっしゃったような明確に親と子が分かれて営農をやっている事例はほとんどないと思われる。しかし、今そういう芽があるものを農林水産省としては拾い上げていきたいと考えており、今回は基準が曖昧なところもあるが、できるだけ多くのものを拾い上げていこうと考えている。

飯島委員) 経営体という概念で統計をとるといった目的は何か。今の議論では細かいところまで入り込んでいるが、つまり、竹内会長がおっしゃるように、農家でも事業をやっているわけである。稲作があり麦があり、葱をとり里芋をとる、さつま芋をとりカボチャをとる、あるいは花き類も全部やっている。

事業が収益を生むわけで、それをつかさどっている人が母親であり父親であり息子であり娘であり、その他一般の方々を雇ってやっている。共同ワークが中心で、専業農家的なものは、そこから得られる収入で家計を全部賄っている。専業農家対象という考え方をとれば、専業農家自体を一つの経営体と呼び替えると、その中をお父さんが何をやって、お母さんが何をやってと、働いている個々人別に経営体を分離して、売り上げとか収益を管理する、あるいは税金も管理するというところまで入り込む必

要性がどこにあるのか。そこまでの把握が必要なのか。

私も千葉県の農家に囲まれた地域に子供の頃に住んでおり、彼ら農家の人と話すと、これからの日本の農業の方向について、単体農家でいくのか、あるいは共同ワークで有限責任組合方式でいくのかという議論になり、どうも後者の考え方に全体として動いているように思う。

だから、農家単位ごとのマネージメントから、複数農家の集合体としてのマネージメントの方向に切り替わってきつつあるのではないか。

今後、恐らく出てくるのは、有限責任組合方式と、もう一つは中間法人である。こういうものは比較的簡単にできる。「商法等の一部を改正する法律」等が平成15年4月1日から施行されている。そういった今までの農業経営とは違った動きがある。その兆候があるから、それを経営体という観点から専業農家とは別に法人としての意識を持っているものを「経営体」と称して、それを独立して把握していくというのであればよく分かるが、働いている人間別の収益管理を把握して、それを経営体と称するというのはちょっと無理がある感じがする。

西村補佐) 今の御指摘の点は、繰り返しになるが、もちろん働いている個々人、一人一人を全部別々にとらえようということではなくて、例えば親子二代で別々の部門についてそれぞれ責任を持って農業生産を行っているようなケースがあれば、それを取り出したという意味である。先ほどお話しさせていただいたような、いわゆる複合経営であれば、それは当然、従来と同じような一つの塊で調査対象として世帯を経営体とみなし、それを一つの塊としてとらえていく。議論にもあったように、例えば、農家の方が共同で農業生産を行っているというようなものについても、任意の組織として、今回も経営体の調査の中でとらえていくということを考えている。

竹内会長) 多分、私も十分理解していないし、皆さんも疑問に思われているのは、例えば一つの農家の中で、親父さんと息子さんと、場合によっては奥さんと、みんなそれぞれ別々にある程度管理をして、そこから生ずる所得については自分のポケットに入るといようなやり方をしている世帯があるとした場合に、それは別々の経営体だとするのはやはり無理ではないかということである。

簡単に言えば、別世帯ならいいが、1戸の世帯であればそれは一つの世帯、一つの経営体としてとらえた上で、その中で、例えば収入の配分についてどういうことが行われているかということ二次的に調べる方がすっきりするのではないかなというのが、皆さんの感覚ではないかと思う。

つまり、無理に別の経営体としなくてもいいのではないか。一つの世帯であればそれは一つの経営体である。ただし、その中のデシジョンメイキングとして、それぞれ責任を持って意思決定を分けてやることは普通の企業でも幾らもある。場合によっては収入もそれに応じていろいろあるということはあるので、それがもし別個の経営体であれば、やはりストックも分けて考えなければいけないし、いろいろな投資も別個の意思決定でやらなければいけない。もしあちらの持っているストックをこちらが使えば、それについて使用料を厳密に払わなければいけないということにもなり、経営体として二つあるというふうに考えるのはちょっと無理ではないかと感じる。もちろん現場のことについては農水省の方の方がよく御存知であるから、その点はよく

お考えの上でやっていただければいいと思う。

これからの部会の席上で、その点についての疑問もいろいろあるようだということ  
を念頭に置いた上で、十分審議していただければいいと思う。「経営体」という概念  
を出していただいたのは、一つの新しい将来の方向性についての重要なステップだ  
と思うし、やはり出された段階でよく練って定義をしていただいた方が将来のためだ  
と思うので、よろしくお願ひしたい。

(4) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成 15 年  
12 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「経済産業  
省生産動態統計調査」、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」及び「人口動態調査」  
の統計法第 7 条第 2 項による承認並びに「企業の土地取得状況等に関する調査」の統計報  
告調整法第 4 条第 1 項による承認について、資料 3 による報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長) 生産動態統計調査などについて、中身にかかわる部分は既に統計審議会で報告済み  
であり、要するにそれにかかわる調査票そのものの具体的な在り方に関する承認であ  
るから、実質的なものは何もそれ自体には含まれていないことだと御理解願ひたい。

それから、「調査客体の調査に対する抵抗感を軽減するため申告義務者というのを  
申告者とする」というのは、ほかの調査もだんだんこういう方向になってきているよ  
うであるが、「義務者」という表現はちょっといかがなものかと思う。申告請求権利  
者、何々と書かなければいけないのかもしれないが、そういうことにならない方がよ  
い。

それから、感想を申し上げると、人口動態調査で、データが動くところがだんだん  
オンライン化されるのはいいが、そのもとになっている戸籍原簿というのは、相変わ  
らず電子化されていないので、コピーをわざわざ貰いに行かないといけない。非常に  
不便だということを最近痛感したことがある。一遍に電子化するのは難しいだろうが、  
ストックデータを電子化するという話はどこかで少し進行するといいいのではないかと  
思う。

単に資料として残っているだけならいいが、時々利用が必要になるものはストック  
化されていないと、利用者の方が非常に不便なことがある。